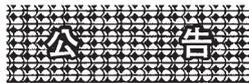


- 3 この規則の施行の際現にされている旧規則第72条第3項の規定による収納計器取扱者に係る指定事項の変更又は収納計器の取扱いの廃止の届出は、新規則第86条の3第3項の規定による収納計器取扱者に係る指定事項の変更又は収納計器の取扱いの廃止の届出とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第73条第2項の規定により買い受けた始動票札は、新規則第86条の4第2項の規定により買い受けた始動票札とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にされている旧規則第75条第2項の規定による始動票札の返還又は交換の請求は、新規則第86条の6第2項の規定による始動票札の返還又は交換の請求とみなす。

税 務 課



## 公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部地域振興課、長野県佐久地域振興局及び佐久市役所において一般の閲覧に供します。

平成29年12月21日

長野県知事 阿 部 守 一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変 更 前		変 更 後	
	面 積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)	面 積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)
農業地域	463,393	34.2	463,370	34.2

地域振興課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月21日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達産品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力1,334 k W及び予定使用電力量3,630,000 k W h

各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書により  
ます。

## (2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

## (3) 調達期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（地方自治法  
（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 調達場所

入札説明書によります。

## (5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づ

き、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとす  
る。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

## (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県会計局契約・検査課  
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び  
問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県産業労働部産業政策課  
電話 026 (235) 7192

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/kensei/soshiki/soshiki/29nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年2月6日(火) 午後2時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 平成30年2月5日(月) 午後5時  
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県産業労働部産業政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成30年1月23日(火)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、平成30年2月5日(月)午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Electricity to be consumed in 12 facilities in Nagano

(2) Contract period:  
From April 1, 2018 until March 31, 2019

(3) Places where the product is procured:  
12 facilities including the following:  
Nagano Prefecture General Industrial Technology Center (Address: 1-18-1 Wakasato, Nagano City)

(4) Contact point for the tender information;  
description/conditions/and other inquiries:  
Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,  
Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City  
TEL +81-26-235-7192 (in Japanese only)

(5) Time and place for the tender:  
Time: 2:00PM, Tuesday, February 6, 2018

Place: Bidding Room, 1st Floor West Annex, Nagano Prefectural Government

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:  
Time: 5:00PM, Monday, February 5, 2018

Mailing Address: Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano,  
Nagano City 380-8570 JAPAN

産業政策課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年12月21日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量  
県立学校等(飯山高等学校以下106施設)で使用する電気  
予定契約電力 9,489kW 予定使用電力量 21,851,300kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県教育委員会事務局教育政策課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成29年11月21日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社パネイル
  - (2) 所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- 5 落札金額  
368,350,880円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成29年10月12日

教育政策課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成29年12月21日

長野県公安委員会委員長 日置勇二

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能（普通）	平成30年1月23日（火） 午後1時から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成30年1月22日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（準中型）	平成30年1月25日（木） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特）	平成30年1月26日（金） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成30年1月23日（火） 午後1時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通）	平成30年1月23日（火） 午後1時から午後5時まで	
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成30年1月22日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（準中型）	平成30年1月25日（木） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特）	平成30年1月24日（水） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成30年1月23日（火） 午後1時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、準中型、大特又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、準中型、大特又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であ

るときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成30年1月12日（金）までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査（普通）

19,650円

(4) 技能検定員審査（普自二、大特）

14,500円

(9) 技能検定員審査（準中型）

23,100円

(1) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

21,700円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査（普通）

11,800円

(4) 教習指導員審査（普自二、大特）

9,400円

(9) 教習指導員審査（準中型）

14,600円

(1) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

12,750円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課（電話 026-292-2345 内線231）に行うこと。

東北信運転免許課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年2月9日から11月8日までの間に352機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成29年12月21日

長野県監査委員 田口敏子  
同 西沢利雄  
同 西沢昭子  
同 小池清

## 平成29年度定期監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

## 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成29年度監査等基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

## 2 対象年度

平成28年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

## 3 対象機関及び実施期間

全機関（352機関：一般会計・特別会計346機関、企業特別会計6機関）について、平成29年2月9日から11月8日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表のとおりです。

## 4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関352機関のうち、158機関については実地監査を、194機関については書面監査を実施しました。

	区 分	実施機関数	うち実施状況	
			うち実地監査	うち書面監査
一般会計・ 特別会計	本 庁	81	79	2
	現 地 機 関	265	76	189
	計	346	155	191
企 業 特 別 会 計	本 庁	1	1	0
	現 地 機 関	5	2	3
	計	6	3	3
合 計		352	158	194

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関352機関のうち、工事実施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち35機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で971件、契約金額で597億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：7.8%、抽出金額率：32.5%）。実施機関の一覧は、別表（\*印箇所）のとおりです。

区 分	全 体 箇 所		う ち 抽 出 箇 所	
	件 数	金 額（億円）	件 数	金 額（億円）
工 事	8,099	1,463.4	542	477.9
委 託	4,352	373.8	429	119.8
計	12,451	1,837.2	971	597.7
抽 出 率（%）	—	—	7.8	32.5

（注）「第2 監査結果」及び「第3 意見」における表中の【工事等監査】の表示は、本監査の結果であることを示します。

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(5) 重点監査（テーマ別監査）は下記5のとおり実施しました。

#### 5 重点監査（テーマ別監査）

##### (1) テーマ1「税外未収金を含む債権の管理について」

###### ア 監査目的

各機関における税外未収金を含む債権の管理状況を把握し、税外未収金の削減及び債権回収に向けた対策の検証を目的として実施しました。

###### イ 実施対象及び実施方法

平成28年度決算において、税外未収金を含む債権を管理している機関を対象に、「債権管理簿(写)」等の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

###### ウ 監査の視点（主な着眼点）

- (7) 滞納整理は効率的、効果的か。
- (4) 貸付金返還免除事務は適切か。
- (9) 不納欠損処理は適切か。
- (エ) マニュアルの整備、取組状況
- (4) 未収金を出さないための取組

###### エ 債権管理を行っている機関数

区 分	本 庁	現地機関	計
(7) 税 外 未 収 金	11	66	77
(4) 未調定の債権（貸付金等）	12	10	22

(注) 1 (7)、(4)の機関は重複します。

2 地域振興局の各課については、独立した機関として集計しています。

(注) 「第2 監査結果」及び「第3 意見」における表中の【重点監査テーマ1】の表示は、本監査の結果であることを示します。

##### (2) テーマ2「トンネル換気施設について」

###### ア 監査目的

(旧) 技術水準に基づき設置されている機械換気施設を有する道路トンネルについて、換気方式の状況を調査し、現行の技術水準に照らし合わせて、自然換気での対応が可能かどうかを検証することを目的に実施しました。

###### イ 実施対象及び実施方法

長野県が管理する換気施設又は換気施設の撤去実績を有する道路トンネル（17トンネル 建設事務所6機関）を対象に、重点監査調書の提出を求め、実地監査に合わせ行いました。

###### ウ 監査の視点（着眼点）

- (7) 自然換気の可能性の有無（交通量、トンネル延長などから推定）
- (4) 修繕計画の有無（長寿命化修繕計画の位置づけなど）
- (9) ランニングコストの現状（電力使用量など）
- (エ) 撤去等を行った事例

###### エ 換気施設の状況等

区 分	換気施設を有するトンネル	換気施設の撤去実績を有するトンネル	計
機 関（建設事務所）数	5	2	6 <sup>※1</sup>
ト ン ネ ル 数	15	2	17
ジ ェ ッ ト フ ァ ン 台 数	92	13	105

※1 重複のため一致しない

(注) 「第2 監査結果」及び「第3 意見」における表中の【重点監査テーマ2】の表示は、本監査の結果であることを示します。

## 第2 監査結果

### 1 監査結果

一般会計・特別会計において、指摘事項が2件、指導事項が34件、検討事項が6件ありました。企業特別会計においては、指摘事項等はありませんでした。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

区 分	一般会計・特別会計			
	指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項	計
収 入 事 務	2	12	2	16
契 約 事 務		5		5
支 出 事 務		10		10
補 助 金 事 務			2	2
財 産 管 理 事 務		5	1	6
そ の 他		2	1	3
計	2	34	6	42

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

2 指摘事項

分類	指 摘 事 項 ( 分 類 コ ー ド )	機関名
収入事務 2件	1 その他調定等の事務処理に関するもの (125)	
	(1) 収入科目からの支払い 入院患者について必要となった他の医療機関への支払いにおいて、歳出予算から支出すべきところ、収入科目(4節 総合リハビリテーションセンター使用料)を調定変更(減額)し、戻出処理により支払いをしていた。 (1件 118,281円)	総合リハビリテーションセンター
	2 その他収入の事務処理に関するもの (130)	
	(1) 県営住宅家賃徴収事務に係る不適正な現金取扱い 県営住宅の家賃徴収事務において、徴収した家賃を速やかに指定金融機関に振り込むべきところ、県営住宅監理員(特別行政事務嘱託員)がその事務を怠り一部を私的に流用していた。 (30件 604,300円) ※平成29年度発生事案	建築住宅課

3 指導事項

分類	指導事項(分類コード)	機関名																																																		
	1 使用料の算定に関するもの(121)																																																			
	(1) 行政財産目的外使用料の算定誤り ・大町建設事務所 行政財産目的外使用許可に係る使用料の額の算定について、平成28年4月から土地・建物の評価額を変更していたが、変更前の評価額を用いて算定したため、徴収不足(18件 10,739円)及び過徴収(2件 3,188円)となっていた。 ・須坂建設事務所 行政財産目的外使用許可に係る使用料の額の算定について、使用許可財産が建物の場合、公有財産管理簿に記載された建物枝番号ごとの評価額を用いて算定すべきところ、長期にわたり建物枝番号が異なる増築部分の評価額を含め算定したため、徴収不足(10件 617円)及び過徴収(1件 16円)となっていた。 また、徴収不足分の一部(7件 507円)は時効により徴収不能となった。	大町建設事務所  須坂建設事務所																																																		
	2 調定の時期に関するもの(124)																																																			
	(1) 受講料の翌年度調定 平成27年度に実施したスキルアップ講座(技能五輪「汎用旋盤職種」選手技能向上訓練講座)の受講料について、27年度に調定し収入すべきところ、28年度に行っていた。 (4名分 80,000円)	長野技術専門学校																																																		
	(2) 行政財産目的外使用許可の使用料徴収事務の遅延 行政財産目的外使用許可について、使用期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の使用料は、毎年度4月30日までに徴収すべきところ、5月に徴収事務を行っていた。	長野東高等学校																																																		
	3 その他調定等の事務処理に関するもの(125)																																																			
	(1) 道路占用料の過徴収 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま長期にわたり徴収したため、過徴収となっていた。 また、過徴収分の還付にあたり、一部は時効により還付不能となり、一部に還付加算金が発生した。 (単位:円)	佐久建設事務所 伊那建設事務所 飯田建設事務所 木曾建設事務所 松本建設事務所 千曲建設事務所 須坂建設事務所 長野建設事務所																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>過徴収済額</th> <th>還付額</th> <th>還付不能額</th> <th>還付加算金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐久建設事務所</td> <td>9,216</td> <td>4,608</td> <td>4,608</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那建設事務所</td> <td>34,554</td> <td>14,380</td> <td>20,174</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飯田建設事務所</td> <td>3,419</td> <td>2,585</td> <td>834</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木曾建設事務所</td> <td>109,200</td> <td>52,000</td> <td>57,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松本建設事務所</td> <td>131,368</td> <td>60,184</td> <td>71,184</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>千曲建設事務所</td> <td>5,574</td> <td>4,645</td> <td>929</td> <td></td> </tr> <tr> <td>須坂建設事務所</td> <td>14,082</td> <td>12,945</td> <td>※1 1,137</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野建設事務所</td> <td>76,446</td> <td>21,705</td> <td>54,741</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>383,859</td> <td>173,052</td> <td>210,807</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table>		過徴収済額	還付額	還付不能額	還付加算金	佐久建設事務所	9,216	4,608	4,608		伊那建設事務所	34,554	14,380	20,174		飯田建設事務所	3,419	2,585	834		木曾建設事務所	109,200	52,000	57,200		松本建設事務所	131,368	60,184	71,184	2,600	千曲建設事務所	5,574	4,645	929		須坂建設事務所	14,082	12,945	※1 1,137		長野建設事務所	76,446	21,705	54,741		合計	383,859	173,052	210,807	2,600	
	過徴収済額	還付額	還付不能額	還付加算金																																																
佐久建設事務所	9,216	4,608	4,608																																																	
伊那建設事務所	34,554	14,380	20,174																																																	
飯田建設事務所	3,419	2,585	834																																																	
木曾建設事務所	109,200	52,000	57,200																																																	
松本建設事務所	131,368	60,184	71,184	2,600																																																
千曲建設事務所	5,574	4,645	929																																																	
須坂建設事務所	14,082	12,945	※1 1,137																																																	
長野建設事務所	76,446	21,705	54,741																																																	
合計	383,859	173,052	210,807	2,600																																																
	※1 保存書類で確認できる額																																																			

収入事務  
12件

(2) 道路占用料の徴収不足  
道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま長期にわたり徴収したため、徴収不足となっていた。  
また、徴収不足分の一部は時効成立により徴収不能となった。

(単位：円)

	徴収不足額		
	徴収可能額	徴収不能額	
伊那建設事務所	237,336	165,880	71,456
安曇野建設事務所	1,188	990	*2 198
須坂建設事務所	5,320	2,986	2,334
北信建設事務所	544,690	116,690	*2 428,000
合計	788,534	286,546	501,988

※2 保存書類で確認できる額

(3) 道路占用料の徴収事務の遅延  
道路占用料のうち、電線共同溝利用に係る占用料については、当該敷設工事を開始した日から1月以内に当該年度分を徴収し、次年度以降の占用料は、毎年度4月30日までに徴収すべきところ、工事開始年度(平成27年度)分(2件 2,053円)及び28年度分(2件 3,652円)を29年3月に合わせて徴収していた。

(4) 河川占用料の過徴収  
河川占用料について、重複許可及び占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収したため、過徴収となっていた。  
また、過徴収分の還付にあたり、一部は時効により還付不能となり、一部に還付加算金が発生した。

(単位：円)

	過徴収済額			還付加算金
	還付額	還付不能額		
上田建設事務所	1,308,063	377,865	930,198	9,700
諏訪建設事務所	209,820	33,150	176,670	
伊那建設事務所	227,112	81,100	146,012	
大町建設事務所	72,150	24,050	48,100	
千曲建設事務所	68,181	14,300	53,881	
須坂建設事務所	977,058	918,558	58,500	26,200
長野建設事務所	410,900	238,240	172,660	7,700
合計	3,273,284	1,687,263	1,586,021	43,600

(5) 河川占用変更許可に係る占用料の過徴収  
河川占用物件の追加設置に係る河川占用料について、算定を誤り徴収したため、過徴収となっていた。(1件 196円)

(6) 河川占用許可における許可物件の誤りによる占用料の徴収不能  
工作物設置に伴う河川占用許可において、「架空地線」及び「共同支線」と、物件種別ごとに規格・数量を明確に示して許可し、占用料を徴収すべきところ、全ての工作物を占用料非徴収物件の「送電線」として許可していたため、長期にわたり占用料の徴収ができなかった。

伊那建設事務所  
安曇野建設事務所  
須坂建設事務所  
北信建設事務所

須坂建設事務所

上田建設事務所  
諏訪建設事務所  
伊那建設事務所大町建設事務所  
千曲建設事務所  
須坂建設事務所  
長野建設事務所

上田建設事務所

須坂建設事務所

	4 その他収入の事務処理に関するもの (130)																			
	(1) 督促状の発付遅延等 心身障害者扶養共済制度掛金の徴収事務において、掛金を納付しない者がある場合は、納期限後20日以内に督促しなければならないところ、これを行わずまとめて督促していた。 また、督促で指定した履行期限までに納付がなかった者に対して、履行催告書による催告をすべきところ、行っていなかった。 【重点監査テーマ1】	障がい者支援課																		
	(2) 督促状の未発付 建設工事請負契約の解除に伴い生じた前払金返還利息（1件 73,945円）について、納期限までに納入されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発付すべきところ、行っていなかった。 【重点監査テーマ1】	施設課																		
	(3) 国庫負担金の算定誤りによる過年度収入 義務教育費国庫負担金において、給与単価の修正誤りなど算定に誤りがあったため、平成24年度及び25年度に交付されるべき額の一部（合計240,535,929円）が、29年3月に追加交付となった。	義務教育課																		
契約事務 5件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの (250)																			
	(1) 建設工事請負人等選定委員会による審議未実施 委託業務の発注に際し、長野県建設工事請負人等選定委員会の審議による業者選定を行っていなかった。 （2機関 6件） <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久平総合技術高等学校（2件）                     <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自家用電気工作物保安管理業務</td> <td>契約額</td> <td>388,800円</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理業務</td> <td>契約額</td> <td>381,081円</td> </tr> </table> </li> <li>・大町岳陽高等学校（4件）                     <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自家用電気工作物保守管理業務</td> <td>契約額</td> <td>375,840円</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理業務（単価契約）</td> <td>支払額</td> <td>669,330円</td> </tr> <tr> <td>消防用設備保守点検業務</td> <td>契約額</td> <td>351,000円</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理業務</td> <td>契約額</td> <td>226,800円</td> </tr> </table> </li> </ul>	自家用電気工作物保安管理業務	契約額	388,800円	産業廃棄物処理業務	契約額	381,081円	自家用電気工作物保守管理業務	契約額	375,840円	産業廃棄物処理業務（単価契約）	支払額	669,330円	消防用設備保守点検業務	契約額	351,000円	産業廃棄物処理業務	契約額	226,800円	佐久平総合技術高等学校  大町岳陽高等学校
	自家用電気工作物保安管理業務	契約額	388,800円																	
産業廃棄物処理業務	契約額	381,081円																		
自家用電気工作物保守管理業務	契約額	375,840円																		
産業廃棄物処理業務（単価契約）	支払額	669,330円																		
消防用設備保守点検業務	契約額	351,000円																		
産業廃棄物処理業務	契約額	226,800円																		
2 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの (260)																				
	(1) 見積書の未徴取 産業廃棄物処分業務の委託（契約額 298,620円）について、随意契約に付する場合は2人以上の者から見積書を徴取すべきところ、これを行わず契約を締結していた。	工業技術総合センター																		
	(2) 1者見積による随意契約 随意契約に付する場合は2人以上の者から見積書を徴取すべきところ、特段の理由がなく1人の者からの見積書で契約を締結していた。 （2機関 2件） <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋代南高等学校                     <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>石綿含有配管保温材撤去工事</td> <td>契約額</td> <td>702,000円</td> </tr> </table> </li> <li>・上田千曲高等学校                     <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>定時制給食供給契約（単価契約）</td> <td>支払額</td> <td>957,733円</td> </tr> </table> </li> </ul>	石綿含有配管保温材撤去工事	契約額	702,000円	定時制給食供給契約（単価契約）	支払額	957,733円	屋代南高等学校  上田千曲高等学校												
石綿含有配管保温材撤去工事	契約額	702,000円																		
定時制給食供給契約（単価契約）	支払額	957,733円																		

3 その他契約の事務処理に関するもの (270)	
<p>(1) 当初契約における必要工期の不足  工事請負契約において、年度内での適切な工期を確保することが困難であり、年度末の入札であることから、早期に繰越承認を得るか、債務負担行為を設定するなどにより、適切な工期を確保して発注すべきところ、この工期を下回る期間で契約していた。  (2機関 2件)</p> <p style="text-align: right;"><b>【工事等監査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南信州地域振興局農地整備課  平成27年度県営中山間総合整備事業 契約額 12,813,200円  標準的な工期 109日  当初契約工期 21日</li> <li>・南信州地域振興局林務課  平成27年度県単治山事業 契約額 3,650,400円  標準的な工期 85日  当初契約工期 17日</li> </ul>	南信州地域振興局 農地整備課  南信州地域振興局 林務課
<p>(2) 契約保証金の誤免除  校舎外壁塗装工事（契約額 5,346,000円）について、建設工事請負契約等に係る契約保証金取扱要領において、契約額が500万円以上の建設工事等に係る契約保証金については原則として免除を認めないと規定されていることから、契約保証金を納付させるべきところ、契約書に契約保証金の免除に関する条項がないまま免除していた。</p>	稲荷山養護学校
1 旅費の返納又は追給を要するもの (321)	
<p>(1) 旅費の重複支給  職員の旅費について、重複支給していた。  (8機関 20件 59,590円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり振興課 (1件 15,700円)</li> <li>・教学指導課 (3件 28,050円)</li> <li>・総合リハビリテーションセンター (1件 3,680円)</li> <li>・農業試験場 (2件 1,360円)</li> <li>・北信教育事務所 (7件 4,410円)</li> <li>・佐久平総合技術高等学校 (1件 1,290円)</li> <li>・稲荷山養護学校 (4件 4,920円)</li> <li>・飯田養護学校 (1件 180円)</li> </ul>	ものづくり振興課 教学指導課  総合リハビリテーションセンター 農業試験場  北信教育事務所  佐久平総合技術高等学校  稲荷山養護学校 飯田養護学校
2 その他旅費支給の事務処理に関するもの (322)	
<p>(1) 旅費の翌年度予算による支出  平成28年3月30日の職員の旅行に係る旅費について、27年度の予算で支出すべきところ、28年度の予算で支出していた。  (2件 480円)</p>	長野吉田高等学校
3 需用費の執行に関するもの (371)	
<p>(1) 支出負担行為の確認時の書類不備  需用費による電話設備緊急修繕（支払額 1,976,400円）において、1件20万円以上の修繕について、支出負担行為の確認の時には、給付完了検査の際に徴した納品書等及び納品時の写真を添付すべきところ、給付完了検査時に写真を徴しておらず、添付されていなかった。</p>	総合リハビリテーションセンター



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野地域振興局企画振興課（2件） 地域発元気づくり支援金（補助金）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 交付決定額 1,333,000円（事前審査済） 変更交付決定額 1,273,000円（事前審査未実施）</li> <li>② 交付決定額 4,787,000円（事前審査済） 変更交付決定額 4,440,000円（事前審査未実施）</li> </ul> </li> <li>・松本建設事務所 平成27年度県単都市公園工事 松本平広域公園 松本市今井(5)（工事請負費）               <ul style="list-style-type: none"> <li>当初契約額 10,044,000円（事前審査済）</li> <li>変更契約額 10,216,800円（事前審査未実施）</li> </ul> </li> </ul>	<p>長野地域振興局 企画振興課</p> <p>松本建設事務所</p>
	7 その他支出の事務処理に関するもの（386）	
	(1) 参議院議員通常選挙に係る執行経費の過交付 第24回参議院議員通常選挙に係る執行経費について、誤った単価により積算し交付したため、21市町村に対し5,490,071円が過交付となった。	市町村課
	(2) 印紙税の過払い 用地補償に係る土地売買に関する契約書に貼付する印紙税額の算定を誤っていたため、過払いとなった。（41件 14,700円） また、過払額の一部は契約相手方の協力を得られず、還付を受けることができなかった。（6件 2,300円）	木曾建設事務所
	(3) 所得税の納付期限後納付による不納付加算税及び延滞税の発生 平成28年6月に源泉徴収した所得税（1件 471,702円）について、翌月の7月11日までに納付すべきところ、28年9月5日に納付したため、不納付加算税23,500円及び延滞税2,000円が生じた。	松本建設事務所
財産管理事務 5件	1 その他財産管理に関するもの（540）	
	(1) 補助金返還金の管理 公衆浴場設備改善事業補助金返還金（3,331,705円）について、履行期限の延長をし、履行期限が翌年度以降であることから債権として管理すべきところ、税外収入未収金としても管理していた。  <b>【重点監査テーマ1】</b>	伊那保健福祉事務所
	(2) 道路予定区域内における占用物件の取扱い 道路予定区域内の土地に事業者が電柱等の物件を設置する場合は、道路占用許可とすべきところ、行政財産目的外使用許可としていた。	長野建設事務所
	(3) 普通財産管理事務の未実施 自動更新契約により貸付を行っている普通財産について、平成28年度適用の財産の評価替に基づく貸付料の算定を行い、貸付料が変更となる場合は契約書に基づき契約が更新される1月前までに相手方へ通知すべきところ、行っていなかった。	北部高等学校
	(4) 消防設備不備事項の未対応 消防設備点検の結果において、消防署より「不備事項について早急に改修してください」との意見がなされていたにもかかわらず、当年度での改修、平成29年度に向けた事業主管課への予算要求などの対応を行っていなかった。	伊那養護学校
	(5) 学校施設の機械警備の未実施 学校施設機械警備業務委託について、委託期間満了の平成28年7月31日までに8月以降の委託契約事務を行うべきところ、その事務を遅延し11月1日からの委託としたため、学校施設の機械警備が3か月間行われなかった。	安曇養護学校

その他 2件	1 その他の事務処理に関するもの (610)	
	(1) 特別行政事務嘱託員の労働保険遡及加入による追徴金 平成27年9月1日付けで信州首都圏総合活動拠点(銀座NAGANO)の移住推進員として任用した職員の労働保険加入に係る事務を行っておらず、29年2月に任用日に遡及して加入したため、追徴金400円が生じた。	総合政策課
	(2) 作業日誌の未受領 清掃及び施設管理業務委託(契約額 6,080,400円)において、業務仕様書に定められた清掃業務に関する作業日誌を、受託業者から毎日提出を受けるべきところ、報告書の提出を受けておらず、また、受託業者に作成を指示していなかった。	県立長野図書館
4 検討事項		
分類	検 討 事 項	機関名
収入事務 2件	1 未収金の縮減対策  患者の窓口負担分などの未収金において、長期にわたり未対応となっているケースが散見されました。また、平成28年度も1,311千円余の未収金が発生しています。 未収金の縮減のため、窓口(実際に対応している看護師や療法士等を含む)での相談体制の充実、サービサー(民間債権回収事業者等)への委託による過年度分の回収など、より効果的、具体的な方策を検討してください。  【重点監査テーマ1】	総合リハビリテーションセンター
	2 入学審査料の期限内払込み  入学審査料については、入学願書と同時に普通為替証書で収納しています。財務規則では証券を直接収納したときは、即日または特別の理由があるときは収納した日から5日以内に指定金融機関に払い込むよう規定されています。 しかし、入学願書の受付時期は事務量が多く、期限内の払い込みが困難であることから、受付後、証券は事務室内の金庫で保管し、試験日以降に払い込んでいます。 証券の長期間保管は事故の危険もありますので、財務規則に則った事務処理ができるよう検討してください。	看護大学
補助金事務 2件	1 補助事業者のクレジットカード払いによるポイントの取扱い  地域発元気づくり支援金において、補助事業者が補助事業に係る支払いをクレジットカードで行い、カード会社のポイントが付与されている事例がありました。ポイントは制限付きではありますが現金と同様に使用できることから、補助事業に係る収入とみなすことも可能です。 については、その取扱いについて検討してください。	地域振興課
	2 補助金交付要綱の改正等  教育事務所が所管する文化財保護事業補助金において、補助金交付要綱等に「事前着手」に関する特段の定めがないにもかかわらず、「指令前着手申請書」を受理し、交付申請前に着手した事業に対し補助金を交付していた事例がありました。 今後も同様の事案が想定されますので、交付申請前の事業着手の取扱いについて、必要に応じ補助金交付要綱の改正等を検討してください。	文化財・生涯学習課
財産管理事務 1件	1 長野県看護職員修学資金貸付金の適切な債権管理  看護職員修学資金貸付金は、看護職員として県内施設等に5年間就業するなど一定の条件を満たした場合は返還を免除し、条件を満たさない場合は返還する制度となっています。 県では就業により返還免除対象となった者には5年目に返還免除申請書の提出を求めていましたが、それまでの間に離職等により返還が必要となる場合でも状況が把握できなかったため、昨年度の定期監査報告の意見において就業後は毎年就業状況を確認するなど、適切な債権管理を求めたところです。 これを受け、就業後3年目、4年目の者に対しても通知を出し、就業状況の確認を行うよう改善しています。 しかし、就業後すでに5年を経過し、就業状況の確認ができない借受者がいます。あらためて就業状況の確認を行い、返還免除申請書の提出を求めるほか、離職等により返還が必要な場合には早急に返還を求め、連絡不能の場合は保証人に連絡するなど、適切な債権管理の方策について更に検討してください。  【重点監査テーマ1】	医療推進課

その他 1件	1 特別支援学校における生産物販売等の会計処理方法	特別支援教育課
	<p>一部の特別支援学校の実習活動では、ジュース、ジャム、ケーキなどを生産・販売していますが、その材料購入及び売上げを私費会計で処理しており、その処理方法が特に規定されていないケースが見受けられました。</p> <p>一方、高等学校における加工品生産・販売等は学習カリキュラムの一部とされ、材料購入及び売上げは、県の財務規則に則り処理されています。</p> <p>特別支援学校における生産物の販売等の会計処理について、特別支援学校の学習カリキュラム、生産に係る設備整備及び光熱水費を県が負担していること等を勘案したうえで、県の財務規則に則った処理、ガイドライン、規定の作成等、明朗な会計処理方法を検討してください。</p>	

## 5 分類別指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に関するもの								
(121) 使用料の算定に関するもの		1		1				
(122) 貸付料の算定に関するもの								
(123) 管理経費の算定に関するもの								
(124) 調定の時期に関するもの		2		2				
(125) その他調定等の事務処理に関するもの	1	6		7				
(130) その他収入の事務処理に関するもの	1	3		4				
小計	2	12	2	16	0	0	0	0
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書の作成に関するもの								
(220) 契約書等の記載内容に関するもの								
(230) 随意契約の理由等に関するもの								
(240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの								
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの		1		1				
(260) 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの		2		2				
(270) その他契約の事務処理に関するもの		2		2				
小計	0	5	0	5	0	0	0	0
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの								
(312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		1		1				
(322) その他旅費支給の事務処理に関するもの		1		1				
(331) 工事請負費の執行に関するもの								
(341) 委託料の執行に関するもの								
(351) 役務費、使用料の執行に関するもの								
(361) 備品購入費の執行に関するもの								
(371) 需用費の執行に関するもの		1		1				
(381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの								
(382) 支出科目に関するもの		1		1				
(383) 支出負担行為の時期に関するもの		1		1				
(384) 事前審査の事務処理に関するもの		2		2				
(385) 給付完了検査の事務処理に関するもの								
(386) その他支出の事務処理に関するもの		3		3				
小計	0	10	0	10	0	0	0	0
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理に関するもの								
(420) 実績報告書の提出の時期に関するもの								
(430) その他補助金の事務処理に関するもの								
小計	0	0	2	2	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの								
(530) 財産の有効利用等に関するもの								
(540) その他財産管理の事務処理に関するもの		5		5				
小計	0	5	1	6				
6 その他	0	2	1	3	0	0	0	0
合計	2	34	6	42	0	0	0	0

## 第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部署主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

## 1 各部署に共通する意見

## 意見

## 1 内部統制機能の強化とコンプライアンスの推進

今年度においても、財務規則に定める基本的手続を行っていない処理や、財務規則に反した処理など、初歩的な事務処理の誤りが散見されました。また、前年度に引き続き指摘事項及び指導事項となったものは項目で7項目から8項目、機関数で23機関から30機関に増加し、指導事項の1項目である職員旅費の重複支給については、7件から20件、5機関から8機関に増加しています。

これらは、担当者及びその上司、さらには決裁権者それぞれの関係規程への認識不足や確認漏れ、不注意などに起因するものであり、内部統制機能が不十分なものと考えます。

特に会計事務は各事業の実施においてその土台となる重要な事務であり、不適正な事務処理は県民からの信頼を損ねるものです。職員はそのことを再認識するとともに、決裁過程でのチェック体制の強化や事業の進捗管理の徹底など、組織として内部統制機能の強化に努めてください。

また、県は平成29年4月に、県民から信頼され、期待に応えることができる県政に向けて、効果的・効率的な行政経営を推進し、行政サービスの質を向上させていくための取組方針として、「長野県行政経営方針」を策定しました。その具体的な取組内容に「県民の信頼と期待に応える組織づくり～コンプライアンスの推進～」掲げています。そこでは「県が目指すコンプライアンスとは、法令に基づく業務執行を基本としつつも、単なる法令遵守という受け身の姿勢に留まらず、社会の環境変化に敏感に対応し、必要ならばルール自体の見直しに柔軟に取り組むことであり、これにより、県民や社会からの要請に的確に応えていくことを本旨とするもの」としていますが、先に述べたように「不適正な事務処理は県民からの信頼を損ねるもの」です。全庁をあげて不適正な事例の再発防止に取り組み、コンプライアンスを推進するよう要望します。

なお、今年度の監査では、不適切な事例の防止や事務の効率化のため各機関が独自に行っている取組を積極的に掘り起こすことを主眼に「他の機関に紹介できる有効な取組事例」を附帯調査しました。各機関でそれぞれ工夫し、様々な取組を行っており、今後も更に各機関で知恵を出し合い、情報を共有し、よりよい行政運営を図るよう望みます。

(所管機関：全機関)

## 【内部統制機能】

ここで言う内部統制機能とは、違法行為、不正、ミスなどが発生しないよう、法令や所定の基準、手続等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう、組織自らが自律的に管理統制を行う機能のことをいう。

## 2 税外収入未済額の解消

平成28年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は25億2,118万円で、前年度に比べ4,975万円の(1.9%)の減少となっています。

(税外収入未済額の推移)

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,521,185,063円	2,570,943,542円	△49,758,479円	98.1%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は17億3,347万円で、前年度に比べ4,244万円の(2.4%)の減少となっています。

(継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移)

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減	前年度比
※印の付いた税外収入未済額の計	1,733,473,573円	1,775,921,172円	△42,447,599円	97.6%

(上記税外収入未済額の処理状況)

過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額測定額 C		
161,465,347円	24,596,204円	1,604,520円	145,218,472円	△42,447,599円

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ4,975万円の(1.9%)減少してはいますが、新たに1億7,014万円の未収金となり、依然として多額となっています。中には年々増加の一途をたどる貸付金もあり、これについても早期回収に向けた対策を講じていく必要があります。収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、収入未済額が減少していない未収金にあっては、それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行い、発生を未然に防止する対策も含めて対応策を講じてください。

(注) これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したもの、継続性があり今後増加する可能性のあるものについては、「2部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

(所管機関：収入未済額のある機関を所管する課)

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	機 関 名	内 容	収入未済額 (円)	
総務部	税務課	県税付帯債権 (延滞金等)	74,962,323	★公
県民文化部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金※	93,008,003	★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金※	21,246,060	*公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金※ (特)	265,164,385	私
健康福祉部	医療推進課	看護職員修学資金貸付金※	11,764,600	私
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金※	2,793,464	★公
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金※ (特)	9,764,690	私
	伊那保健福祉事務所	公衆浴場設備改善事業補助金返還金	3,331,705	*公
	総合リハビリテーションセンター 保健福祉事務所	施設使用料 生活保護費返還金 未熟児養育医療一部負担金 他	4,569,295 39,778,651 2,154,779	私 ★*公
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	275,056,188	*公
産業労働部	産業立地・経営支援課	県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金	55,812,200	私
	産業立地・経営支援課	不法占有に係る賃料相当額	71,052,201	私
	産業立地・経営支援課	建物収去土地明渡等請求事件に係る執行費用等	59,009,853	*公
	産業立地・経営支援課	高度化資金貸付金※ (特)	713,668,126	私
	産業立地・経営支援課	設備近代化資金貸付金 (特) コモンズ新産業創出事業助成金 他	29,832,566 393,115	私 私
農政部	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	25,152,000	私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	4,851,975	私
	松本地域振興局農地整備課	入札保証金	1,751,006	私
林務部	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金※ (特)	15,826,930	私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,161,578	私
	北アルプス地域振興局林務課	森林造成事業補助金返還金	15,001,100	*公
	北アルプス地域振興局林務課	行政財産使用料 (特)	100	私
建設部	建築住宅課	県営住宅使用料※	138,985,077	私
	建築住宅課	県営住宅敷地 (駐車場) 使用料※	1,988,260	私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金※	110,875,566	私
	松本建設事務所	契約解除に伴う補償金返還金	99,521,879	私
	上田建設事務所	河川占用料	16,488,390	★公
	北信建設事務所	復旧工事原因者負担金	3,351,000	*公
	建設事務所	県営住宅一時使用料 契約解除に伴う違約金 他	882,800 1,480,398	*公 私
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金※	1,820,000	私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金※	158,223,675	私
	高校教育課	高等学校等奨学資金貸付金※ (特)	146,138,577	私
	高等学校	高等学校等遠距離通学費貸付金※ (特)	38,870,846	私
		高等学校授業料※ 契約解除に伴う違約金 他	3,335,314 1,116,388	*公 私
計			2,521,185,063	

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

特：特別会計に係る貸付金などの債権

★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

\*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

### 3 重点監査テーマ1「税外未収金を含む債権の管理について」

債権は、調定後、納入期限が到来しても収入未済になっている債権（以下「未収金」という。）と、貸付金等で納入期限が到来していない未調定の債権に区分されます。

未収金については、長野県税外未収金縮減対策委員会が平成25年3月に「税外未収金縮減に向けた取組方針」（以下「取組方針」という。）を、26年3月に「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」（以下「共通マニュアル」という。）を策定し、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を進めているところです。この取組方針の趣旨では、未収金の縮減に関して「現状把握や分析を行いつつ、債権に係る法令等も踏まえた適切な回収方法を選択するとともに、滞納の未然防止や適正な債権管理を行い、継続的に改善を図りながら取り組んでいくことが不可欠である。」としています。

また、未調定の債権は、主に各種貸付金、生活保護費返還金（履行期限の延長）、林務部関係の補助金返還請求権（履行期限の延長）などであり、各所管機関が管理しているところです。

今回の監査において、各機関の債権管理関係帳票等により管理状況を重点的に監査した結果、適正な債権管理に向けての課題が見受けられ、指導事項・検討事項に該当したものが5件（収入事務3件、財産管理事務2件）あり、「第2 監査結果」に記載しました。

以下に、なお一層の債権管理の適正化を図るための観点を記載しましたので、取組の点検、見直しを継続していくことを望みます。

#### (1) 滞納整理の取組の強化

ア 多くの機関では、1人から2人の少数職員が、他の業務を担当しながら未収金の滞納整理業務を行っていることから、滞納整理を十分かつ継続的に行うことに苦慮している状況が見受けられました。

一部の未収金（中小企業高度化資金貸付金、県営住宅使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、高等学校等奨学資金貸付金など）においては、サービス（民間債権回収事業者等）へ未収金回収等業務を委託し、滞納額の減少に一定の効果が認められています。サービスへの委託が可能な債権については、導入を検討してください。

イ 滞納の初期段階で実施する督促について、財務規則（昭和42年規則第2号）第247条で「財産管理者は、その所管に属する債権について督促をしようとするときは、履行期限後20日以内に督促状を発しなければならない」と規定しています。

交渉記録等によると、督促状を発していないものや発する時期が遅いものが散見され、発生年度が古い未収金の中には、督促状の発付状況が不明なものもありました。

また、催告書の送付、電話や個別訪問等による納入催告などの滞納整理業務について、交渉記録等によると長期間行っていないものや一時期だけの実施に止まっているものがありました。

滞納整理については、共通マニュアルに基づき、催告等の定期的な実施や徴収強化期間の実施などを継続的に行うことが必要です。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

#### (2) 延滞金の適正な取扱い

公債権における延滞金については、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年条例第12号）第2条で徴収を、第5条でやむを得ない理由があると認めるときの減免を規定しています。

延滞金は元本が全額納付になった時点で徴収すべき金額が確定し、確定後、直ちに徴収するもの（共通マニュアル）ですが、算定や徴収等の事務処理に明確でないものがありました。

については、延滞金の取扱いについて再確認し、適正な事務処理に努めてください。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

#### (3) 回収困難な未収金の管理

ア 貸付金等の私債権は民法が適用されるため、消滅時効の期間が経過したときは債務者からの時効の援用に基づいて不納欠損の処理をすることになります。しかし、債務者が行方不明であったり、法人が倒産などによって既にその実体がなくなっているなど、時効期間が経過しても不納欠損処理ができず、未収金の状態で長期間経過しているものが見受けられました。

こうした未収金については、債権者である県が債権の放棄を行わない限り、原則としてその債権は消滅しません。共通マニュアルでは「債権の放棄は、議会の議決を要する重要案件であり、慎重を期して安易に放棄するものではないことを踏まえ、私債権の放棄を検討するにあたっては徴収努力を尽くした上で（中略）対応することが必要である。」とし、債権放棄を検討する場合の条件や留意事項など、厳密に考慮し対応すべき点を示しています。

適切な滞納整理を実施し徴収努力を尽くした上で、明らかに回収困難と判断される債権については、共通マニュアルに基づき、債権の放棄を検討することも必要と考えます。

イ 普通地方公共団体の債権の放棄には、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決が必要となります。長野県は、同法第180条の規定による知事専決処分事項において「1件10万円以下の権利を放棄すること」をできるものとしており、回収困難な少額未収金については、知事専決処分による債権の放棄も可能となっています。

取組方針では「債権放棄の基準の見直し等に関する検討を行う」としていることから、実態に即した債権放棄等の処理ができるような制度の構築について、引き続き検討を進めてください。

（所管機関：税務課（長野県税外未収金縮減対策委員会）、収入未済額のある機関を所管する課）

## (4) マニュアルの整備、周知の徹底

人事異動等により債権管理ノウハウが十分に伝達されていない状況が見受けられ、共通マニュアルの存在を承知していない機関や、10年以上改訂されていない個別対応マニュアルが見られました。

所管課にあっては、個別対応マニュアルの内容に変更がないか点検の上、最新の状態となるよう更新を検討するとともに、未収金を管理する機関及び担当職員へ共通マニュアル及び個別対応マニュアルを再度周知し、必要に応じて研修機会を増やすなど、ノウハウの伝授を含めて担当職員の知識・技術の向上に努めてください。

(所管機関：収入未済額のある機関を所管する課)

## (5) 未収金を出さないための取組

財政状況が厳しい中において、歳入の確保においては、未収金の発生防止を図ることが極めて重要です。今回の監査では、未収金に係る指導事項として、督促状の未発付及び発付遅延があり、また、未収金を出さないための取組として、事前説明の実施、口座振替による収納の推進、貸付金等の返還期限事前通知の発送などの事例が見られました。

利益の対価について、多くの県民が誠実に納付している一方で、利益を享受しながら、支払い能力があるにもかかわらず納付しない者がおり、受益者負担の公平性からみても、未収金の発生防止には意を用い、より一層工夫した取組を行う必要があります。

債権には、強制執行ができる債権や滞納が生じた場合に当該行政サービスの停止等ができる債権など様々な種類がありますので、その種類と性格に応じて、十分な事前説明や提出書類の審査の強化など、効果的な未収金発生防止策を講じてください。

(所管機関：収入未済額のある機関を所管する課)

## 4 適正な会計事務の執行

昨年度に引き続き道路占用料や河川占用料の算定誤りや過不足、旅費の重複支給、出納機関の事前審査未実施など、会計事務の軽易なミスが続いていることは誠に遺憾です。各機関においては「他山の石」、「自分ごと」として捉え、真摯に受け止めてください。

特に、出納機関においては、不適正な事務処理が繰り返されることがないように、効果的な支出審査を行うとともに、併せてきめ細かい指導を行うよう努めてください。

また、10万円未満の物品購入について、1者見積による調達が多くみられました。このことは、財務規則に違反するものではありませんが、複数の業者から見積書を徴することにより、競争性が生まれ安価に購入できる可能性があります。昨年度も経済的に有利となる物品購入に向けた取組を積極的に推進するよう意見を付しましたが、汎用性のある物品の調達については競争原理が働く取組を積極的に導入してください。

(所管機関：全機関)

## 5 適切な財産管理

消防設備点検において不適切とされた設備の更新が予算要求もなされず先送りされている事例があり、重大な問題と考えます。については、財産管理を適切に行うとともに、財産管理に支障が出ないように必要な予算を確保するよう望みます。

(所管機関：財産管理を行う機関、同機関の主管課、財政課)

## 6 ホームページを通じた県民への情報提供

## (1) 最新の情報提供

県では、公式ホームページをはじめ、様々な情報提供をしていますが、一部機関において長期間更新されず、古い情報のままとなっているページやリンクが切れているページがありました。

ホームページは県民に対する各種の情報提供の場として有効です。定期的に内容を確認し不必要な情報を削除するとともに最新の情報を提供するよう努めてください。

## (2) ホームページの充実

監視指導をはじめとする各機関が行っている立入調査の結果については、指導などで活用することはもちろん、講習会などで事例紹介し業者が自主点検するための参考となっています。しかしながら、講習会などに参加できない業者や、講習会では時間の関係などで紹介できない事例もあることから、ホームページにも結果を掲載し、業者が自ら問題点を点検できるような方を工夫してください。

また、研究機関における研究結果は、県民に対し広く報告することが求められます。専門誌での研究結果掲載に加えて、県民が各研究機関の研究内容がわかるよう、ホームページへの掲載を検討してください。

(所管機関:全機関)

## 7 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成28年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告等があったものが、38件、1,031万余円となっており、前年度と比較して、件数で19件、金額では479万余円減少していますが、人身事故は1件増加しています。また、損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も必要になっています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが法令を遵守し、安全運転を心がけ、事故防止に努めるよう徹底を図ってください。

(交通事故に係る損害賠償件数及び賠償額)

区 分	平成28年度	平成27年度	前年度比	
			件数	賠償額
件数	38件	57件	△19件	66.7%
うち人身事故件数	12件	11件	1件	109.1%
賠償額	10,310,576円	15,103,487円	△4,792,911円	68.3%

(所管機関：全機関)

2 部局ごとの意見

部局等	意 見	所管機関																																																																											
<p>県民文化部</p>	<p>1 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 現在の取組を検証し、縮減に向けて、より効果的な方策を実施してください。</p> <table border="1" data-bbox="323 365 1268 461"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成28年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>93,008,003円</td> <td>77,199,827円</td> <td>15,808,176円</td> <td>120.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1" data-bbox="323 517 1268 685"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>498,647円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>16,306,823円</td> <td>15,808,176円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="323 741 1268 837"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成28年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>21,246,060円</td> <td>20,584,950円</td> <td>661,110円</td> <td>103.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1" data-bbox="323 896 1268 1064"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>2,738,670円</td> <td>129,960円</td> <td>460,440円</td> <td>3,990,180円</td> <td>661,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 収入未済額の縮減が図られています。引き続き縮減に努めてください。</p> <table border="1" data-bbox="323 1120 1268 1240"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成28年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>265,164,385円</td> <td>273,127,923円</td> <td>△7,963,538円</td> <td>97.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1" data-bbox="323 1299 1268 1467"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>28,338,570円</td> <td>100,968円</td> <td>0円</td> <td>20,476,000円</td> <td>△7,963,538円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【重点監査テーマ1】</p>	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比	児童福祉施設入所負担金	93,008,003円	77,199,827円	15,808,176円	120.5%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	児童福祉施設入所負担金	498,647円	0円	0円	16,306,823円	15,808,176円	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比	児童扶養手当過払返納金	21,246,060円	20,584,950円	661,110円	103.2%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	児童扶養手当過払返納金	2,738,670円	129,960円	460,440円	3,990,180円	661,100円	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比	母子父子寡婦福祉資金貸付金	265,164,385円	273,127,923円	△7,963,538円	97.1%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	母子父子寡婦福祉資金貸付金	28,338,570円	100,968円	0円	20,476,000円	△7,963,538円	<p>子ども・家庭課</p>
	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比																																																																								
	児童福祉施設入所負担金	93,008,003円	77,199,827円	15,808,176円	120.5%																																																																								
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																																																																							
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																																									
	児童福祉施設入所負担金	498,647円	0円	0円	16,306,823円	15,808,176円																																																																							
	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比																																																																								
	児童扶養手当過払返納金	21,246,060円	20,584,950円	661,110円	103.2%																																																																								
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																																																																							
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																																									
	児童扶養手当過払返納金	2,738,670円	129,960円	460,440円	3,990,180円	661,100円																																																																							
	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比																																																																								
母子父子寡婦福祉資金貸付金	265,164,385円	273,127,923円	△7,963,538円	97.1%																																																																									
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																																																																								
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																																										
母子父子寡婦福祉資金貸付金	28,338,570円	100,968円	0円	20,476,000円	△7,963,538円																																																																								
	<p>2 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 現在の取組を検証するとともに、債権回収業者への委託など、より効果的な方策を実施してください。</p> <table border="1" data-bbox="323 1697 1268 1794"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成28年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>11,764,600円</td> <td>10,696,033円</td> <td>1,068,567円</td> <td>110.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1" data-bbox="323 1852 1268 2020"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>3,141,233円</td> <td>0円</td> <td>879,000円</td> <td>5,088,800円</td> <td>1,068,567円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【重点監査テーマ1】</p>	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比	看護職員修学資金貸付金	11,764,600円	10,696,033円	1,068,567円	110.0%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	看護職員修学資金貸付金	3,141,233円	0円	879,000円	5,088,800円	1,068,567円	<p>医療推進課</p>																																																		
	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比																																																																								
	看護職員修学資金貸付金	11,764,600円	10,696,033円	1,068,567円	110.0%																																																																								
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																																																																							
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																																									
看護職員修学資金貸付金	3,141,233円	0円	879,000円	5,088,800円	1,068,567円																																																																								

健康福祉部	3 税外収入未済額の解消					障がい者支援課	
	(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 現在の取組を検証し、より効果的な方策を実施してください。						
	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比		
	心身障害者扶養共済加入者掛金	9,764,690円	8,548,870円	1,215,820円	114.2%		
	(上記税外収入未済額の処理状況)						
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D		増 減 額 D - (A+B+C)
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
	心身障害者扶養共済加入者掛金	85,800円	261,600円	0円	1,563,220円		1,215,820円
	(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。						
	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比		
社会福祉施設入所者負担金	2,793,464円	2,788,147円	5,317円	100.2%			
(上記税外収入未済額の処理状況)							
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)		
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C				
社会福祉施設入所者負担金	266,222円	153,300円	0円	424,839円	5,317円		
【重点監査テーマ1】							
産業労働部	4 税外収入未済額の解消					産業立地・経営支援課	
	(1) 収入未済額の縮減が図られています。引き続き縮減に努めてください。						
	区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比		
	高度化資金貸付金	713,668,126円	781,049,239円	△67,381,113円	91.4%		
	(上記税外収入未済額の処理状況)						
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D		増 減 額 D - (A+B+C)
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
	高度化資金貸付金	41,990,937円	22,803,176円	2,587,000円	0円		△67,381,113円
	【重点監査テーマ1】						
	林務部	5 税外収入未済額の解消					信州の木活用課
(1) 収入未済額の縮減が図られています。引き続き縮減に努めてください。							
区 分		平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比		
林業・木材産業改善資金貸付金		15,826,930円	16,030,930円	△204,000円	98.7%		
(上記税外収入未済額の処理状況)							
区 分		過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)	
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
林業・木材産業改善資金貸付金		204,000円	0円	0円	0円	△204,000円	
【重点監査テーマ1】							

建設部

建築住宅課

6 税外収入未済額の解消

(1) 県営住宅使用料について収入未済額の縮減が図られる一方で、県営住宅敷地（駐車場）使用料については増加しており、縮減に一層の努力を要します。

債権回収会社への委託など効果的な方策を継続的に実施するとともに、現在の取組の効果を検証し、引き続き縮減に努めてください。

区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比
県営住宅使用料	138,985,077円	142,790,512円	△3,805,435円	97.3%

(上記税外収入未済額の処理状況)

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
県営住宅使用料	43,014,367円	820,500円	0円	40,029,432円	△3,805,435円

区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比
県営住宅敷地（駐車場）使用料	1,988,260円	1,271,380円	716,880円	156.4%

(上記税外収入未済額の処理状況)

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
県営住宅敷地（駐車場）使用料	804,920円	0円	0円	1,521,800円	716,880円

(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。

区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比
県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	110,875,566円	109,466,505円	1,409,061円	101.3%

(上記税外収入未済額の処理状況)

区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	1,597,690円	326,700円	0円	3,333,451円	1,409,061円

【重点監査テーマ1】

7 税外収入未済額の解消

(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。

現在の取組を検証し、より効果的な方策を継続的に実施してください。

区 分	平成28年度末	平成27年度末	増 減 額	前年度比
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,820,000円	1,625,000円	195,000円	112.0%
高等学校等奨学資金貸付金	146,138,577円	137,329,057円	8,809,520円	106.4%
高等学校等遠距離通学費貸付金	38,870,846円	38,142,256円	728,590円	101.9%
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	158,223,675円	151,767,952円	6,455,723円	104.3%

教育委員会	(上記税外収入未済額の処理状況)					高校教育課	
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D		増 減 額 D - (A+B+C)
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
	高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付金	71,000円	0円	0円	266,000円	195,000円	
	高等学校等奨学資金貸付金	27,271,136円	0円	0円	36,080,656円	8,809,520円	
	高等学校等遠距離通学費貸付金	6,286,560円	0円	0円	7,015,150円	728,590円	
	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	1,980,193円	0円	0円	8,435,916円	6,455,723円	
	【重点監査テーマ1】						
健康福祉部	<p>8 生活保護費返還金等の未収金等縮減対策</p> <p>伊那保健福祉事務所の生活保護費返還金については、平成28年度末現在、債権で3,047万余円(前年度1,451万余円)、未収金で2,380万余円(前年度1,264万余円)となっており、合計5,427万余円(前年度2,716万余円)と全保健福祉事務所の中で、最も多額となっています。</p> <p>28年度は、事務改善や体制の見直しなど効率的な事務の執行に努めた結果、収入額は82万余円と前年度(14万余円)の5倍以上となり、一定の成果は認められるものの、未収額は前年度より増加しています。</p> <p>職員が一丸となり、新たな債権、未収金の発生防止と未収金の縮減に向け、組織的な取組を一層推進してください。</p> <p style="text-align: right;">【重点監査テーマ1】</p>					伊那保健福祉事務所	
県民文化部	<p>9 信濃美術館における所蔵品の管理</p> <p>美術品については、財務規則第236条の規定により、他の物品とは異なり、別に定める方法にて管理を行うこととされています。信濃美術館においても、所蔵する美術品が多数にのぼり、貸出等による移動が多いことから、県の物品管理システムを用いず、所属共通のパソコンで管理をしています。</p> <p>信濃美術館は、現在全面改修のため休館していることから、休館中の所蔵品については、事故がないよう適切に管理するとともに、県内外での移動展示会の開催など有意義な活用を図ってください。</p>					文化政策課	
	<p>10 長野県森林づくり県民税に関する説明責任</p> <p>県では、森林の持つ多面的な機能を維持・増進し、これまでの財源では十分に対応できなかった里山における間伐を集中的に推進するため、平成20年度から長野県森林づくり県民税を賦課徴収しています。</p> <p>本税は平成29年度をもって課税期間が満了しますが、28年度末における基金残高は4億8,900万円余で税収等の累計の8.3%が活用されていない状況です。</p> <p>そのような中で、30年度以降の森林税のあり方について、みんなで支える森林づくり県民会議からは、森林税の継続を強く要望し、その使途、事業の仕組みについても、これまでの枠組みに捉われない「長野県らしい森林づくりへの転換」を期待する旨の「長野県森林づくり県民税に関する提言」が提出されました。</p> <p>また、長野県地方税制研究会・専門部会から提出された「長野県森林づくり県民税の現状と今後の課題」においては、本税の継続については是非は判断されず、継続する場合の問題点について指摘を受けています。</p> <p>これらを受け、県では本税を継続することとした「長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)」を策定し、県民説明会を県下4会場で行うとともに、パブリックコメントを求めたところ です。</p> <p>本税については、補助金の不適正受給事案の中に本税を原資としたものもあり、また、超過課税であることから県民の関心は高くなっています。継続するに当たっては、今後のあり方、活用事業等について県民への説明責任を果たし、理解を得るとともに、基金を適正に有効活用し本税の所期の目的を達成するよう事業を推進してください。</p>					森林政策課	

林務部	<p>11 信州F・POWERプロジェクトの進捗管理</p> <p>県は、塩尻市、民間企業をはじめとする産学官連携体制のもとで、大規模木材加工施設と木質バイオマス発電施設を整備することにより、木材の新たな需要創出と環境負荷の少ない循環型社会を目指すことを目的とした「信州F・POWERプロジェクト事業計画」を平成25年6月に策定し、プロジェクト全体の調整役として、事業主体及び関係機関との連絡調整を図る等、計画の実行に向けた取組を行っています。</p> <p>事業を担う民間事業者は県から約25億円の補助金を受け、貯木場、製材加工及び木材チップ製造施設の整備を図り27年4月から稼働させましたが、加工したアカマツ製品の販路開拓が進んでいないことなどから、本年度に入りアカマツ材の受け入れの一時停止等がなされています。</p> <p>また、発電施設においては、当初計画では27年4月稼働とされていましたが、プラントメーカーの変更、事業費の増大に伴う経営体制や計画の見直し、発電の燃料に使う未利用材や製材端材の供給が滞った場合等のリスク対策の検討などに時間を要し、現在まで着工に至っていません。</p> <p>本事業には多額の補助金等を交付しており、期待された成果を達成することが強く求められます。プロジェクト全体の調整役として、事業の進捗管理、支援態勢の強化等に努めてください。</p>	信州の木活用課
	<p>12 大北森林組合等の補助金不適正受給にかかる未収金の早期回収と債権管理</p> <p>(1) 大北森林組合に対する債権の計画的な回収</p> <p>大北森林組合への返還請求（以下「債権」という。）について、平成29年1月に組合から「抜本的経営改善方針に基づく事業経営計画及び補助金返還計画」が提出されました。新たな計画では補助金の返還期間を61年度までの33年間とし、29年度から32年度までの4年間は集中改革期間として位置付けているところから、県ではこの期間に合わせ33年7月30日まで返還の履行期限の延長をしました。</p> <p>また、28年12月には市町村に対して返還請求した間接補助金（4市町村・31,643,138円）についても、33年8月31日まで履行期限を延長しており、28年度末における組合に関係する債権は918,410,538円に上っています。</p> <p>債権の回収は県民の関心が高い事項となっています。今後、組合の新たな計画の取り組みを着実に実行させ、組合の経営の健全化と債権の早期回収が図られるよう、随時組合側と連絡をとり、計画の進捗状況や経営状況等を随時把握し、必要に応じて指導助言などを行ってください。</p> <p>(2) 収入未済の解消</p> <p>ひふみ林業（有）に返還請求している造林関係補助金について、平成28年度の収入は20,000円にとどまり、収入未済額は15,001,100円となっています。引き続き相手方と連絡を取り早期の回収に努めてください。</p>	森林づくり推進課
	<p>13 (公社)長野県林業公社造林資金貸付金に係る継続的な説明責任</p> <p>公益社団法人長野県林業公社に対する貸付金については、昨年度の財政的援助団体等に対する監査結果において意見を付していますが、平成25年度に公社が試算した長期収支見通しでは、88年度に約107億円が累積債務として残り、県が回収不能になると見込んでいます。</p> <p>現在、公社では新たに長期事業計画等を検討しており、平成30年中に理事会の承認と社員への周知を行う予定としています。</p> <p>県は新たな計画を含む公社の経営改革について確認・評価をし、貸し手側の責任として、貸付金の回収可能性について継続して広く県民へ説明してください。</p> <p>合わせて、累積債務を縮減できるよう引き続き必要な支援を積極的に行ってください。</p>	森林づくり推進課
<p>14 道路・河川占用料の過徴収等の再発防止</p> <p>建設事務所においては、昨年度の道路・河川占用料の未徴収事案に引き続き、過徴収が多数判明し、過徴収分の還付にあたり一部に還付加算金が発生し、一部は時効により還付不能となる事例がありました。また、道路占用料の算定を誤っていたため、長期にわたり徴収不足となり、一部は時効により徴収不能となった事例もありました。</p> <p>こうした不適正事例を是正し適正化を図るため、本庁担当職員が建設事務所に赴き占用料の点検を行うなど、本庁と現地機関が一体となり取り組んでいます。</p> <p>平成28年度には道路・河川占用それぞれの許可台帳システムを改修し、本庁において各建設事務所の処理状況の把握を可能にし、データ入力時のミスを極力なくすため、エラーチェック機能の追加等の再構築を行いました。併せて、それぞれの「占用料事務処理マニュアル」では占用料</p>	道路管理課	
	河川課	
	建設事務所	

の具体的な算定事例を示すほか、現地機関の意見も取り入れて定期的に見直しを行っています。

毎年度当初に行っている事務担当者会議においては新任担当者も多く参加することから「占用料事務処理マニュアル」等を有効活用して職員のスキルアップを図ってください。

また、新規の占用許可申請や変更・更新の申請、占用料の調定の際には組織として対応するとともに、定期的な点検を行うなど再発防止に努めてください。

#### 15 重点監査テーマ2「トンネル換気施設について」

道路のトンネル換気施設は、利用者の安全性と快適性及び円滑な交通を確保するうえで重要な役割を担っています。さらに、火災時における避難環境向上・消火活動などを容易にするため利用されることもあります。

一方、低排出ガス車の普及などに伴い技術基準<sup>※1</sup>が改訂されています。また、供用開始後の交通条件（交通量、走行速度、車種構成など）及び利用状況等が建設当時と異なる場合がありますので、必要に応じて換気施設の配置等の見直しを行うよう努めてください。

※1 道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（社団法人 日本道路協会）平成20年10月改訂

##### (1) 自然換気の可能性

県が管理するトンネル換気施設は旧技術基準により設置しているため、現行の技術基準及び交通条件など（以下「現行の技術基準等」という。）に基づき換気施設の必要性の検討を行った結果、自然換気に転換できるのは11トンネル（ジェットファン64台）でした。また、対象機関において現行の技術基準等に基づき換気施設の設計を行っているのは2機関7トンネルです。このうち、自然換気に転換でき換気施設の撤去が可能とされるのは3トンネル（ジェットファン15台）となっています。

このように現行の技術基準等に即して検討・設計することは有効と考えますので、この取組が一層推進されることを期待します。

##### 換気施設を有するトンネル

区分	トンネル数	トンネル延長 (m)	ジェットファン台数
一般国道	9	13,049.8	63
主要地方道	1	1,390.0	13
一般県道	5	5,528.9	16
計	15	19,968.7	92

##### 現行の技術基準に基づく検討

区分	換気施設を有するトンネル					
	換気施設の必要性の検討 <sup>※2</sup>	換気施設の設計 <sup>※3</sup>				
		自然換気	機械換気	自然換気	機械換気	
機関（建設事務所）数	5 <sup>※4</sup>	4	3	2 <sup>※4</sup>	2	1
トンネル数	15	11	4	7	3	4
ジェットファン台数	92	64	28	59	15	44

※2 平均的なトンネルにおける自然換気の限界の一つの目安により判定する。

※3 換気施設の仕様及び配置の決定などを行う。

※4 重複のため一致しない。

##### (2) 修繕計画の有無

トンネル本体工は長寿命化修繕計画に基づく計画的な取組がみられます。一方、換気施設は運転時間や点検結果などにより別途、取替更新時期を判断されています。また、取付状態の異常が認められているトンネルでは必要な措置がとられています。

このように、変状・異常の発見と診断、適切な措置を行って事故を未然に防ぐことは利用者の安全安心につながる重要な取組であり、修繕を計画的に進める取組は今後予想される修繕費用の平準化と維持管理の効率化につながりますので、継続的にこの取組を進めてください。

建設部

道路管理課

## (3) ランニングコストの状況

換気施設を有するトンネルは同程度の延長のトンネルと比べて、電気料金は約2.2倍となっており、ランニングコストは高くなる傾向にあります。このため、現行の技術基準等に即した施設配置に見直すなど、コスト縮減につながる取組を引き続き推進してください。

100m当たりの過去5カ年平均年間電気料金（対象：延長500m以上）

区 分	トンネル数	トンネル延長 (m)	電気料金 (千円/(年・100m))
換気施設を有する	15	19,968.7	262
換気施設を有しない	31	29,391.9	118
計	46	49,360.6	177

※「電気料金」は、換気施設以外の照明・防災設備などを含む。なお、計の欄には対象トンネル全体の平均を記載している。

※平成27年度供用開始トンネルを含む

※「換気施設を有しない」は、換気施設の撤去実績を有するトンネルを含む。

## (4) 撤去等を行った事例

撤去実績を有するのは2機関2トンネル（ジェットファン13台）でした。

いずれも落下の可能性が高いとの点検結果に基づくもので、現行の技術基準等・稼働状況による検討などを行っていました。また、消防や警察などに協議しているものも認められました。

撤去計画を策定する際、必要に応じ関係機関の意向を確認するように努めてください。

換気施設の撤去実績を有するトンネル

区 分	トンネル数	トンネル延長 (m)	ジェットファン台数
一 般 国 道	1	1,642.0	7
主 要 地 方 道	1	1,006.0	6
一 般 県 道	—	—	—
計	2	2,648.0	13

撤去前後1年間の電気料金・電力量

区 分	撤去後	撤去前	比率
電気料金 (千円)	3,660	4,689	78.1%
電力量 (kWh)	177,071	229,914	77.0%

## 3 推奨事例

## 意見

## 1 「登山安全条例周知看板管理マニュアル」の作成 &lt;諏訪地域振興局 商工観光課&gt;

長野県登山安全条例が平成27年12月に施行され、平成28年7月から県内の指定登山道を通行する際には登山計画書の提出が義務となり、同条例の周知看板が県内各地の登山口に設置されました。

当該課では当該看板を財務規則に基づき管理することはもとより、点検表を用いた年1回以上の現地確認、設置場所に係る借受不動産の契約更新手続き、自然公園法等の許認可関係等について具体的に規定した「登山安全条例周知看板管理マニュアル」を独自に作成し、当面の作業を年度ごとに記載する等、より適正な管理ができるよう工夫しています。

これは、担当者が代わった場合にも統一的な管理が可能となり、財産管理者として創意工夫した取組事例として評価できます。

## 2 英文による不動産取得税の納税案内の作成 &lt;中信県税事務所大町事務所&gt;

管内の白馬村には別荘地があり、その別荘地は外国籍（主にオーストラリア）の購入者が多い状況です。当該所では、土地や家屋を購入したり、家屋を建築するなど不動産を取得した際に発生する不動産取得税について、英文の納税案内を作成し、外国籍の納税者へ納税通知書を発送する際に同封しています。

これは、外国籍の方の滞納を未然に防ぐ有効な取組事例として評価できます。

## 3 旧橋撤去工事に伴う発生材の再生による有効活用 &lt;松本建設事務所&gt;

当該所では旧橋撤去工事において、通常撤去するコンクリート橋台及び橋脚は産業廃棄物として処分するところ、河床や河岸が洗掘されないように設置する根固ブロックとして再利用する取組をしています。

これは、建設廃棄物の発生を抑制するとともに、既存施設の有効利用によるコスト縮減、災害時の備えなど、他の機関でも参考となる有効な取組事例であり、評価できます。

【工事等監査】

## 4 「環境教育」のモデルとしての「リサイクルコーナー」の設置 &lt;中野立志館高等学校&gt;

当該校では、日常の学校生活の中で発生する不用物（ガラス瓶、金属缶、プラスチック、紙類等）の処理について、素材別に容器を用意し、「ゴミステーション」ではなく「リサイクルステーション」と表示し、校内の中央部分（生徒昇降口付近）へ整然と設置しています。

このような取組は、学校生活の中で全教職員、全生徒が「不用物も資源」と考えることへの共通理解を深めることができ、環境保全・循環型社会へ関心を持つ実践的な「環境教育」として評価できます。

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
男女共同参画センター	平成29年2月9日
岡谷南高等学校	平成29年2月9日
松本養護学校	平成29年2月10日
長野南警察署	平成29年2月15日
自動車警ら隊	平成29年2月15日
須坂東高等学校	平成29年2月16日
長野東高等学校	平成29年2月16日
上田東高等学校	平成29年4月24日
東信労政事務所	平成29年4月24日
高遠高等学校	平成29年4月25日
公衆衛生専門学校	平成29年4月25日
水産試験場	平成29年4月27日
計量検定所	平成29年4月27日
佐久児童相談所	平成29年5月9日
小諸警察署	平成29年5月9日
諏訪児童相談所	平成29年5月10日
箕輪進修高等学校	平成29年5月10日
松本美須ヶヶ丘高等学校	平成29年5月11日
東信消費生活センター	平成29年5月17日
上田養護学校	平成29年5月17日
長野技術専門校	平成29年5月18日
消防学校	平成29年5月18日
中野立志館高等学校	平成29年5月25日
飯山警察署	平成29年5月25日
大町岳陽高等学校	平成29年5月29日
姫川砂防事務所 *	平成29年5月29日
総合教育センター	平成29年5月30日
波田学院	平成29年5月30日
千曲川流域下水道事務所 *	平成29年6月1日
工業技術総合センター	平成29年6月1日
〃 精密・電子・航空技術部門	平成29年6月1日
〃 環境・情報技術部門	平成29年6月1日
〃 食品技術部門	平成29年6月1日
野沢南高等学校	平成29年6月6日
軽井沢警察署	平成29年6月6日
監査委員事務局	平成29年6月13日
丸子修学館高等学校	平成29年6月14日

工科短期大学校	平成29年6月14日
阿智高等学校	平成29年6月19日
飯田養護学校	平成29年6月19日
南信州地域振興局 *	平成29年6月20日
南信州税事務所飯田事務所	平成29年6月20日
南信州農業改良普及センター	平成29年6月20日
機動隊	平成29年6月22日
北信保健福祉事務所	平成29年6月22日
東京事務所	平成29年6月27日
信州首都圏総合活動拠点	平成29年6月27日
佐久保健福祉事務所	平成29年7月5日
松本保健福祉事務所	平成29年7月5日
松本地域振興局 *	平成29年7月11日
中信県税事務所	平成29年7月11日
松本農業改良普及センター	平成29年7月11日
中信会計センター	平成29年7月11日
南信教育事務所	平成29年7月12日
木曾青峰高等学校	平成29年7月12日
佐久建設事務所 *	平成29年7月13日
文化政策課	平成29年7月19日
次世代サポート課	平成29年7月19日
私学・高等教育課	平成29年7月19日
総合政策課	平成29年7月20日
情報政策課	平成29年7月20日
県民協働課	平成29年7月20日
環境政策課	平成29年7月20日
水大気環境課	平成29年7月20日
人権・男女共同参画課	平成29年7月20日
山岳高原観光課	平成29年7月20日
地域振興課	平成29年7月25日
交通政策課	平成29年7月25日
広報県民課	平成29年7月25日
環境エネルギー課	平成29年7月25日
自然保護課 *	平成29年7月25日
資源循環推進課	平成29年7月25日
市町村課	平成29年7月26日
くらし安全・消費生活課	平成29年7月26日
国際課	平成29年7月26日
こども・家庭課	平成29年7月26日
生活排水課	平成29年7月26日

(注) \*印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

産業政策課	平成29年7月26日	コンプライアンス・行政経営課	平成29年8月22日
産業立地・経営支援課	平成29年7月26日	財産活用課	平成29年8月22日
ものづくり振興課	平成29年7月28日	情報公開・法務課	平成29年8月22日
人材育成課	平成29年7月28日	建築住宅課	* 平成29年8月22日
労働雇用課	平成29年7月28日	施設課	* 平成29年8月22日
農業政策課	平成29年7月28日	リニア整備推進局	平成29年8月22日
農業技術課	平成29年7月28日	会計局	平成29年8月22日
園芸畜産課	平成29年7月28日	教学指導課	平成29年8月22日
健康福祉政策課	平成29年8月1日	心の支援課	平成29年8月22日
農地整備課	平成29年8月1日	消防課	平成29年8月23日
農村振興課	平成29年8月1日	危機管理防災課	平成29年8月23日
森林政策課	平成29年8月1日	職員課	平成29年8月23日
信州の木活用課	平成29年8月1日	総務事務課	平成29年8月23日
森林づくり推進課	平成29年8月1日	職員キャリア開発センター	平成29年8月23日
医療推進課	平成29年8月2日	河川課	平成29年8月23日
健康増進課	平成29年8月2日	都市・まちづくり課	平成29年8月23日
介護支援課	平成29年8月2日	警察本部	平成29年8月23日
薬事管理課	平成29年8月2日	北信地域振興局	* 平成29年8月29日
観光誘客課	平成29年8月2日	総合県税事務所北信事務所	平成29年8月29日
教育政策課	平成29年8月2日	北信農業改良普及センター	平成29年8月29日
スポーツ課	平成29年8月2日	北アルプス地域振興局	* 平成29年9月5日
保健・疾病対策課	平成29年8月4日	佐久地域振興局	* 平成29年9月6日
食品・生活衛生課	平成29年8月4日	東信県税事務所	平成29年9月6日
義務教育課	平成29年8月4日	佐久農業改良普及センター	平成29年9月6日
特別支援教育課	平成29年8月4日	東信会計センター	平成29年9月6日
文化財・生涯学習課	平成29年8月4日	須坂建設事務所	* 平成29年9月7日
議会事務局	平成29年8月4日	伊那養護学校	平成29年9月11日
地域福祉課	平成29年8月7日	諏訪保健福祉事務所	平成29年9月11日
障がい者支援課	平成29年8月7日	飯田建設事務所	* 平成29年9月12日
秘書課	平成29年8月8日	飯田保健福祉事務所	平成29年9月12日
人事課	平成29年8月8日	飯田家畜保健衛生所	平成29年9月12日
財政課	平成29年8月8日	諏訪地域振興局	* 平成29年9月19日
税務課	平成29年8月8日	南信県税事務所諏訪事務所	平成29年9月19日
県立大学設立準備課	平成29年8月8日	諏訪農業改良普及センター	平成29年9月19日
建設政策課	平成29年8月8日	松本建設事務所	* 平成29年9月20日
高校教育課	平成29年8月8日	北信建設事務所	* 平成29年9月20日
保健厚生課	平成29年8月8日	長野建設事務所	* 平成29年9月22日
道路管理課	平成29年8月9日	千曲建設事務所	* 平成29年9月26日
道路建設課	平成29年8月9日		
砂防課	平成29年8月9日		

## (2) 書面監査

監査実施機関名		
人事委員会事務局	松本技術専門学校	東信教育事務所
労働委員会事務局	岡谷技術専門学校	中信教育事務所
上田地域振興局 *	飯田技術専門学校	北信教育事務所
上伊那地域振興局 *	佐久技術専門学校	県立長野図書館
木曾地域振興局 *	上松技術専門学校	県立歴史館
長野地域振興局 *	南信労政事務所	体育センター
消防防災航空センター	中信労政事務所	飯山高等学校
松本空港管理事務所	北信労政事務所	下高井農林高等学校
短期大学	若年者就業サポートセンター	中野西高等学校
東信県税事務所上田事務所	名古屋観光情報センター	須坂高等学校
南信県税事務所	大阪観光情報センター	須坂創成高等学校
中信県税事務所木曾事務所	農業大学校	北部高等学校
中信県税事務所大町事務所	病虫害防除所	長野吉田高等学校
総合県税事務所	上田農業改良普及センター	長野高等学校
北信消費生活センター	上伊那農業改良普及センター	長野西高等学校
中信消費生活センター	木曾農業改良普及センター	長野商業高等学校
南信消費生活センター	北アルプス農業改良普及センター	長野工業高等学校
中央児童相談所	長野農業改良普及センター	長野南高等学校
松本児童相談所	農業試験場	篠ノ井高等学校
飯田児童相談所	果樹試験場	更級農業高等学校
女性相談センター	野菜花き試験場	松代高等学校
上田保健福祉事務所	野菜花き試験場佐久支場	屋代高等学校(附属中学校)
伊那保健福祉事務所	畜産試験場	屋代南高等学校
木曾保健福祉事務所	南信農業試験場	坂城高等学校
大町保健福祉事務所	佐久家畜保健衛生所	上田千曲高等学校
長野保健福祉事務所	伊那家畜保健衛生所	上田高等学校
看護大学	松本家畜保健衛生所	上田染谷丘高等学校
須坂看護専門学校	長野家畜保健衛生所	東御清翔高等学校
福祉大学校	林業大学校	蓼科高等学校
精神保健福祉センター	林業総合センター	望月高等学校
総合リハビリテーションセンター	上田建設事務所 *	小諸商業高等学校
上田食肉衛生検査所	諏訪建設事務所 *	小諸高等学校
松本食肉衛生検査所	伊那建設事務所 *	軽井沢高等学校
長野食肉衛生検査所	木曾建設事務所 *	佐久平総合技術高等学校
動物愛護センター	安曇野建設事務所 *	岩村田高等学校
環境保全研究所	大町建設事務所 *	野沢北高等学校
名古屋事務所	犀川砂防事務所 *	小海高等学校
大阪事務所	土尻川砂防事務所 *	富士見高等学校
南信工科短期大学校	南信会計センター	茅野高等学校
	北信会計センター	諏訪実業高等学校

諏訪清陵高等学校(附属中学校)	稲荷山養護学校
諏訪二葉高等学校	若槻養護学校
下諏訪向陽高等学校	寿台養護学校
岡谷東高等学校	安曇養護学校
岡谷工業高等学校	小諸養護学校
辰野高等学校	飯山養護学校
上伊那農業高等学校	木曾養護学校
伊那北高等学校	長野中央警察署
伊那弥生ヶ丘高等学校	中野警察署
赤穂高等学校	須坂警察署
駒ヶ根工業高等学校	千曲警察署
松川高等学校	上田警察署
飯田高等学校	佐久警察署
飯田風越高等学校	茅野警察署
飯田OIDE長姫高等学校	諏訪警察署
下伊那農業高等学校	岡谷警察署
阿南高等学校	伊那警察署
蘇南高等学校	駒ヶ根警察署
塩尻志学館高等学校	飯田警察署
田川高等学校	阿南警察署
梓川高等学校	木曾警察署
松本工業高等学校	塩尻警察署
松本県ヶ丘高等学校	松本警察署
松本深志高等学校	安曇野警察署
松本蟻ヶ崎高等学校	大町警察署
松本筑摩高等学校	鑑識課
明科高等学校	科学捜査研究所
豊科高等学校	交通機動隊
南安曇農業高等学校	高速道路交通警察隊
穂高商業高等学校	東北信運転免許課
池田工業高等学校	中南信運転免許課
白馬高等学校	警察学校
長野盲学校	機動捜査隊
松本盲学校	
長野ろう学校	
松本ろう学校	
長野養護学校	
諏訪養護学校	
花田養護学校	

(注) 書面監査は、平成29年11月8日までに終了しました。

## 2 企業特別会計

## (1) 実地監査

監査実施機関名		監査年月日
川中島水道管理事務所	*	平成29年6月29日
北信発電管理事務所	*	平成29年6月29日
企業局		平成29年7月14日

## (2) 書面監査

監査実施機関名	
南信発電管理事務所	*
上田水道管理事務所	*
松塩水道用水管理事務所	*

(注) 書面監査は、平成29年11月8日までに終了しました。

監査委員事務局